

別紙 1

新井郷川排水機場除塵作業及び構内整備等業務委託実施方法書

新井郷川排水機場除塵作業及び構内整備等業務委託実施要領第 4 に定める業務内容は本方法書によるものとする。

1 業務範囲

業務の範囲は、長大塵芥の引き揚げ、塵芥の仮置き場への運搬、塵芥の分別及び分別後の塵芥の廃棄物運搬車両への積み込みの各作業、並びに機場構内の草刈り、緑化木の管理、除雪、除塵船運搬等の整備で詳細は次のとおりである。

《参考：年間の想定塵芥処理量》

- ・一般廃棄物 約 190 t（平成 30～令和 7 年度実績平均）
- ・産業廃棄物（木くず含） 約 10 t（平成 30～令和 7 年度実績平均）

(1) 塵芥の引き揚げ

排水機場流着物のうち、長大木くず等除塵設備による掻き揚げが困難なものを、人力または甲が手配する吊上げ機を用いて引き上げ、クローラードンプに積み込む。

(2) 塵芥の仮置き場への運搬

(1) 項の塵芥及び除塵装置からクローラードンプに積み込まれた塵芥を場内の塵芥仮置き場へ運搬、場降ろし、水切りのため塵芥の展開を行うもので、塵芥の発生の都度行う。

(3) 塵芥の分別

仮置き場において、水切りした塵芥を、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、燃え殻、木くず等の産業廃棄物、発泡スチロール製トレイ類、ペットボトル類等の資源ゴミ及びその他一般廃棄物に分別・集積する。

(4) 廃棄物運搬車両への積み込み

集積された塵芥を、塵芥の種類別にホイールローダーにより、廃棄物運搬業務（※）委託受託者が運行する廃棄物運搬車両に積み込む。本作業は管理者代理人の指示により実施する。

※ 廃棄物運搬業務については有資格業者と別途委託契約を行う。

(5) 機場構内の草刈り、緑化木の管理、除雪等の業務

ア 構内状況を見ながら、機場構内の草刈り、樹木の施肥、病虫害の防除、剪定及び除雪等を実施すること。（上記作業に伴う消耗品は打合せの上支給する。）

イ 除塵船（新井郷丸）運搬を行う。4月に保管場所から船通し水路内へ運搬し、11月（降雪前）に船通し水路内から保管場所へ戻す。

ただし、本業務は上記(1)から(4)までの業務に支障が及ばない範囲で実施すること。

2 人員配置

本委託業務を適切に実施するために次のとおりの人員配置を行うこととする。

(1) 平常時の時間内（午前8時30分から午後5時15分までの8時間）における人員
2名 うち1名を特殊運転手とする。

(2) 洪水の発生時における人員（これまでの実績と洪水時を勘案した年間想定作業時間）

・時間内追加人員 1名（延べ20時間）

・時間外人員 2名 うち1名を特殊運転手とする。（延べ80時間×2名）

※1 洪水の発生時とは、新発田地域に洪水警報が発せられ、かつ、福島潟の水位が-0.10m以上にあって上昇している場合をいう。

(3) 管理者が必要と認めたときの人員

・時間内追加人員 1名 前日の洪水等により、1日の運搬台数が概ね15台以上となった場合

・時間外人員 2名 うち1名を特殊運転手とする。

※2 上記を標準とするが、必要人数はその都度管理者が決定する。

【特殊運転手】

重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、重機械を運転または操作及び点検整備、給油脂、清掃等の業務を主体的に行う者。